

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第2章 年俸制特定教員</p> <p>(職務内容)</p> <p>第3条 年俸制特定教員は、特定のプログラム、プロジェクト等に係る教育研究に従事する。</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 年俸制特定教員の俸給月額、別表第2に掲げる額とする。</p> <p>2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。</p> <p>(契約期間)</p> <p>第5条 年俸制特定教員の契約期間は、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間以内とし、当該期間を限度として、これを更新することができる。</p> <p>2 前項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合には、契約期間満了日の30日前までにその旨を通知する。ただし、契約期間満了後に更新しないことをあらかじめ通知している場合は、この限りではない。</p> <p>3 前項の場合において、年俸制特定教員が更新しない理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。</p> <p>(名称)</p> <p>第6条 年俸制特定教員について、総長の定めるところにより、必要に応じて当該資金、プログラム、プロジェクト等の名称を職名に付記することができる。</p>	<p>第2章 年俸制特定教員</p> <p>(職務内容)</p> <p>第3条</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条</p> <p>(契約期間)</p> <p>第5条</p> <p>(名称)</p> <p>第6条</p> <p>(同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(他の規則の準用) 第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員</p> <p>員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。)第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第5条から第8条まで、第11条から第22条まで及び第27条から第35条までの規定並びに就業規則第40条の規定により年俸制特定教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第27条第19号の規定は、この限りでない</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、<u>博士課程教育リーディングプログラム</u>(「<u>京都大学大学院思修館</u>」プログラムに限る。)により雇用する場合又は国際高等教育院において雇用する場合(大学が特に認める場合に限る。)は、これを準用しない。</p> <p>3 前項の規定は、当該雇用する年俸制特定教員が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定により、期間の定めのない労働契約に転換した場合(以下「無期転換した場合」という。)においては、これを適用しない。 (後略)</p>	<p>(他の規則の準用) 第7条 (同左)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、<u>総合生存学館</u>又は国際高等教育院において雇用する場合(大学が特に認める場合に限る。)は、これを準用しない。</p> <p>3 (同左)</p> <p>附 則 この規則は、平成25年10月1日から施行する。</p>